

災害対策基本法の改正により、避難勧告が廃止され、避難指示（緊急）と避難勧告が避難指示に統一されました。これに伴い、久慈川・那珂川流域における減災に係る取組方針の「避難勧告」の表記を「避難指示」に改定いたします。

令和3年5月20日から

ひなんしじ
避難指示で必ず避難
ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル
4

新たな避難情報等

緊急安全確保※1

避難指示※2

高齢者等避難※3

警戒レベル
5

警戒レベル
4

警戒レベル
3

警戒レベル
2

警戒レベル
1

これまでの避難情報等

災害発生情報
(発生を確認したときに発令)

避難指示(緊急)
・避難勧告

避難準備・
高齢者等避難開始

大雨・洪水・高潮注意報
(気象庁)

早期注意情報
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて各段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難**しましょう。

避難に時間のかかる**高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難**しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■想定最大規模の降雨による浸水想定区域を考慮したハザードマップの作成・周知等			
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 <直轄河川>久慈川・山田川・里川・那珂川・藤井川・桜川・涸沼川 <県管理河川>	A	平成28年9月 令和2年度	茨城県、栃木県 関東地整
・大規模水害時の相互協力に関する申し合わせ	G、V	平成28年度	市町村 茨城県、栃木県 気象庁、関東地整
・広域避難計画の策定	G	平成29年度 から継続実施	市町村 茨城県、栃木県 気象庁、関東地整
・想定最大規模の降雨による浸水想定区域を考慮したハザードマップの作成・周知	A	平成28年度 から継続実施	市町村
・水位周知河川の拡大	A	令和2年度	茨城県、栃木県 気象庁
・まるごとまちごとハザードマップ整備について検討			市町村 茨城県、栃木県 気象庁、関東地整
・要配慮者利用施設の避難計画の促進			市町村 栃木県 気象庁、関東地整
・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し	E、O	平成28年度 から継続実施	市町村 気象庁、関東地整

「避難勧告」⇒「避難指示」に改定します。
(取組方針のp.6,7,8,13,14,が該当します)